

第11次千葉市交通安全計画（案）の概要

I 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

千葉市交通安全計画は、国の交通安全基本計画や千葉県交通安全計画に基づいて策定するもので、昭和46年度に第1次計画を策定して以降、5年ごとに計画を策定してきました。この計画は、国、千葉県、千葉県警察、本市等から構成される「千葉市交通安全対策会議」で決定されます。

このたび国及び県が策定した第11次の交通安全基本計画、交通安全計画に基づき、本市においても第11次千葉市交通安全計画を策定します。

2 計画の基本理念

人命尊重の理念のもとに、総合的かつ長期的な交通安全施策を実施し、交通事故のない、安全で安心していきいきと暮らすことができる「千葉市」の実現を目指します。

3 計画期間

計画期間：令和3年度から令和7年度（5年間）

II 第1編 道路交通の安全

1 道路交通安全の目標

本市の究極の目標は、交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の構築です。一朝一夕にこの目標を達成することは困難であると考えられることから、本計画では、以下の数値を目標として取り組んでいきます。

区分	期間	目標数値
第11次千葉市 交通安全計画	令和3年度 ～ 令和7年度	令和7年までに年間死者数を 13人以下とする

※県が第11次計画の目標値を年間110人以下（10次：150人以下）としたことを参考にし、第11次千葉市交通安全計画では、年間死者数を令和7年までに13人以下（10次：18人以下）とすることを目標とします。

2 計画の重点事項

本市の特性や社会情勢の変化等を踏まえ、次の3項目に重点を置いた計画とします。

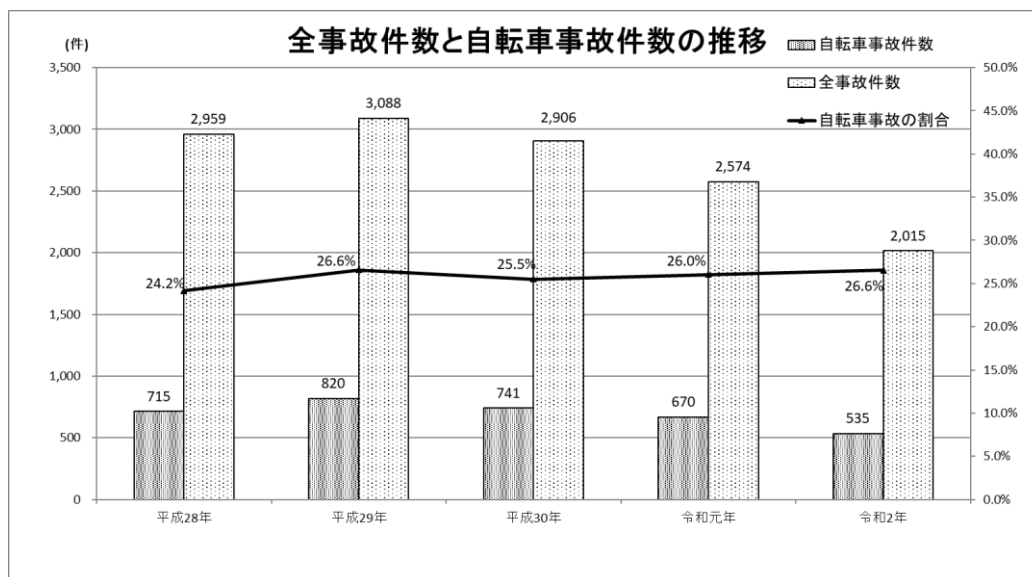
重点項目1：自転車の安全利用対策の強化

本市の自転車乗車中の交通事故件数は減少傾向にあるものの交通事故全体の2割以上を占めており、交通事故防止対策を推進する上で自転車の安全利用対策を更に強化する必要があります。

特に、自転車運転者が歩行者等と衝突し、重い障害を負わせる事例が全国的に

発生し、社会問題化していることから、自転車の安全利用を更に徹底するための対策の強化が急務となっており、本市が「自転車を活用したまちづくり」を推進していく中で、自転車の安全利用対策を積極的に進めていきます。

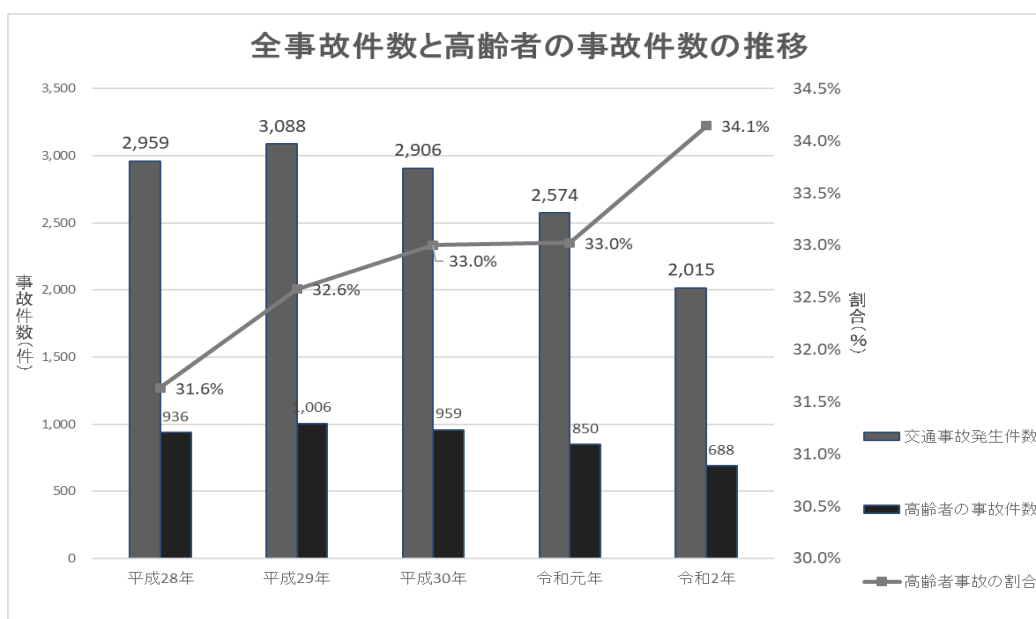
- (1) 幅広い世代を対象とした対策強化の必要性
- (2) 道路交通法令の的確な運用（交通ルールやマナー遵守の徹底）
- (3) 自転車保険等への加入促進
- (4) ヘルメット着用の重要性についての普及啓発
- (5) 自転車利用環境の確保



重点項目2：高齢者の交通安全対策の強化

高齢者に関する交通安全対策は、これまでも取組を推進してきたところですが、市内で高齢者が関係する交通事故は依然として多く発生しており、対策の更なる強化が必要となっています。

- (1) 交通事故に遭わないための取組
- (2) 交通事故を起こさないための取組

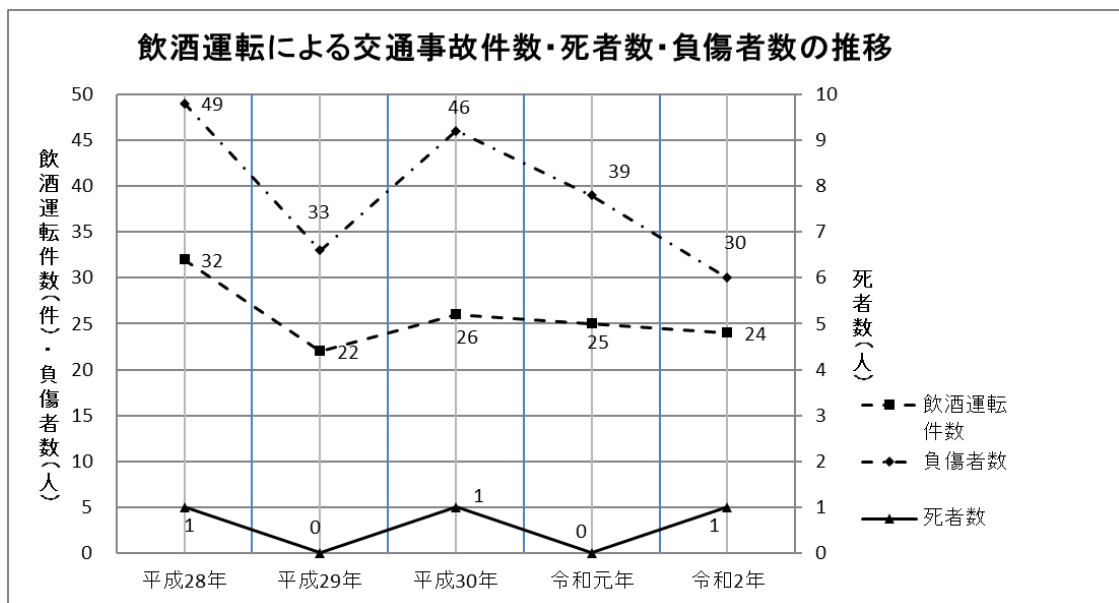


重点項目3：悪質・危険な運転者対策の強化

近年、車間距離不保持などのいわゆる「あおり運転」や運転中の携帯電話等の使用の「ながら運転」による交通事故の発生が、社会的に注目を集め、道路交通法の一部改正により、自動車や自転車での「あおり運転」や「ながら運転」に関する規制が強化されました。また、本市ではこれらの悪質・危険な運転に加え、飲酒運転による事故も後を絶たず、検挙数は増加傾向にあります。

そこで、「あおり運転」や「ながら運転」、「飲酒運転」などの悪質・危険な運転者等への対策を強化します。

- (1) 悪質・危険な運転等をしない・させない環境づくり
- (2) 飲酒運転などの悪質・危険な運転に対する取締りの強化



3 道路交通安全についての対策

「6つの視点」による計画づくりを行うとともに、本市の実情に即した具体的な取組を展開するため、施策の体系を「8つの柱」とし、推進を図ります。

【6つの視点】

- ①高齢者・子どもの安全確保
- ②歩行者・自転車の安全確保と
遵法意識の向上
- ③生活道路・幹線道路における
安全確保
- ④地域が一体となった交通安
全対策の推進
- ⑤交通実態等を踏まえたきめ
細やかな対策の推進
- ⑥先端技術の活用推進

【8つの柱】

- ①市民一人ひとりの交通安全
意識の高揚
- ②安全運転の確保
- ③道路交通環境の整備
- ④車両の安全性の確保
- ⑤道路交通秩序の維持
- ⑥救助・救急活動の充実
- ⑦被害者支援の充実と推進
- ⑧交通事故調査・分析の充実

「6つの視点」に基づき実施する主な事業

【第1の視点】高齢者・子どもの安全確保

◎高齢歩行者等の交通事故防止の推進

- ・視認性の高い服装の着用及び反射材等の普及促進
- ・高齢者に対する交通安全教育の推進

◎高齢運転者対策の強化

- ・運転免許自主返納等に関する高齢者への周知、地域への広報の強化

◎子どもの交通事故防止の推進

- ・幼児、小学生、中学生、高校生に対する交通安全教育の推進
- ・通学路等における交通安全の確保
- ・登下校時間帯におけるきめ細かな交通規制と交通事故抑止に資する交通指導取り締まりの実施

【第2の視点】歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上

◎歩行者の安全確保

- ・高齢者、障害者等の移動円滑化や安全に資する歩行空間等の整備

◎自転車安全利用の推進

- ・自転車安全利用キャンペーン等の実施
- ・自転車保険等への加入促進
- ・全ての年齢層へのヘルメット着用の普及促進
- ・安全で快適な自転車利用環境の整備

◎その他、交通安全教育の推進

- ・スケアード・ストレイト教育技法による自転車交通安全教室の開催

【第3の視点】生活道路・幹線道路における安全確保

- ・生活道路における交通安全対策の推進
- ・事故危険箇所対策の推進

【第4の視点】地域が一体となった交通安全対策の推進

- ・町内自治会等と連携した高齢者等の交通事故防止の推進
- ・「飲酒運転は絶対しない・させない・ゆるさない」環境づくり

【第5の視点】交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進

- ・地域の特性に着目した交通安全対策
- ・交通事故多発地域における重点的交通規制

【第6の視点】先端技術の活用推進

- ・安全運転サポート車の普及促進
- ・道路交通情報の充実

Ⅲ 第2編 踏切道における交通の安全

1 踏切道における交通安全の目標

踏切事故は、長期的には減少傾向にありますが、本市では改良すべき踏切道がなお残されており、引き続き、踏切事故防止対策を推進することにより踏切事故のない社会を目指します。

区分	期間	目標数値
第11次千葉市 交通安全計画	令和3年度 ～ 令和7年度	令和7年までに 踏切事故件数0件を目指す

※第10次計画の目標は「踏切事故の発生を極力防止」

2 踏切道における交通の安全についての対策

【視点】 それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的な対策の推進

【4つの柱】

- ① 踏切道の立体交差化、構造の改良の促進
- ② 踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施
- ③ 踏切道の統廃合の促進
- ④ その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置視点